

- ロ 当該断層撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
- ハ 当該断層撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (2) 適合していない場合には所定点数の百分の八十に相当する点数により算定することとなる施設基準
 - (1)のイに掲げる診断撮影機器での撮影を目的とした別の保険医療機関からの依頼により撮影を行った症例数が、当該断層撮影機器の使用症例数の一定割合以上であること。

四 CT撮影及びMRI撮影の施設基準

当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

五 冠動脈CT撮影加算及び心臓MRI撮影加算の施設基準
(1) 当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。

六 写真診断(歯科診療に係るものに限る。)及び基本的エックス線診断料(歯科診療に係るものに限る。)に係る画像診断管理の施設基準
(1) 歯科点数表区分番号A000に掲げる初診料の注2の届出を行った病院である保険医療機関であること。

(2) 当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が配置されていること。

七 遠隔画像診断による写真診断(歯科診療に係るものに限る。)及び基本的エックス線診断料(歯科診療に係るものに限る。)の施設基準
(1) 送信側
離島等に所在する保険医療機関その他の保険医療機関であつて、画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(2) 受信側
イ 当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が配置されており、高度の医療を提供するものと認められる病院であること。

ロ 遠隔画像診断を行うにつき十分な体制が整備されていること。

第七 処方料及び処方せん料に規定する疾患分類表に規定する疾病のうち別表第一に掲げる名称の疾病

第八 注射

一 外来化学療法加算の施設基準
(1) 外来化学療法を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(2) 外来化学療法を行うにつき必要な機器及び十分な専用施設を有していること。

二 中心静脈注射用カテーテル挿入の注3に規定する対象患者

三 無菌製剤処理料の施設基準等
(1) 無菌製剤処理料の施設基準
イ 病院であること。

ロ 無菌製剤処理を行うにつき十分な施設を有していること。

ハ 無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

イ 無菌製剤処理料1の対象患者
悪性腫瘍(しゅよう)に対して用いる薬剤であつて細胞毒性を有するものに関し、動脈注射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入又は点滴注射が行われる患者

無菌製剤処理料2の対象患者
動脈注射若しくは点滴注射が行われる入院中の患者であつて次の(イ)から(ハ)までに掲げるもの又は中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルによる中心静脈栄養が行われる患者

(イ) 無菌治療室管理加算を算定する患者
(ロ) HIV感染者療養環境特別加算を算定する患者
(ハ) (イ)又は(ロ)に準ずる患者

第九 リハビリテーション
一 心大血管疾患等リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料の施設基準等
(1) 通則第4号に規定する患者
別表第九の三に掲げる患者

(2) 心大血管疾患等リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、運動器リハビリテーション料(I)及び呼吸器リハビリテーション料(I)の施設基準
イ 心大血管疾患等リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、運動器リハビリテーション料(I)又は呼吸器リハビリテーション料(I)を担当する専任の常勤医師が適切に配置されていること。

ロ 心大血管疾患等リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、運動器リハビリテーション料(I)又は呼吸器リハビリテーション料(I)を担当する常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。

ハ 心大血管疾患等リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、運動器リハビリテーション料(I)又は呼吸器リハビリテーション料(I)を行うにつき十分な施設を有していること。

二 心大血管疾患等リハビリテーション料(II)、脳血管疾患等リハビリテーション料(II)、運動器リハビリテーション料(II)又は呼吸器リハビリテーション料(II)を行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

(3) 心大血管疾患等リハビリテーション料(III)、脳血管疾患等リハビリテーション料(III)及び脳血管疾患等リハビリテーション料(III)、運動器リハビリテーション料(III)並びに呼吸器リハビリテーション料(III)の施設基準
イ 心大血管疾患等リハビリテーション料(III)、脳血管疾患等リハビリテーション料(III)若しくは脳血管疾患等リハビリテーション料(III)、運動器リハビリテーション料(III)又は呼吸器リハビリテーション料(III)を担当する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。

ロ 心大血管疾患等リハビリテーション料(III)、脳血管疾患等リハビリテーション料(III)若しくは脳血管疾患等リハビリテーション料(III)、運動器リハビリテーション料(III)又は呼吸器リハビリテーション料(III)を担当する常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。

ハ 心大血管疾患等リハビリテーション料(III)、脳血管疾患等リハビリテーション料(III)若しくは脳血管疾患等リハビリテーション料(III)、運動器リハビリテーション料(III)又は呼吸器リハビリテーション料(III)を行うにつき十分な施設を有していること。

二 心大血管疾患等リハビリテーション料(IV)、脳血管疾患等リハビリテーション料(IV)、運動器リハビリテーション料(IV)又は呼吸器リハビリテーション料(IV)を行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

(4) 心大血管疾患等リハビリテーション料(V)、脳血管疾患等リハビリテーション料(V)若しくは脳血管疾患等リハビリテーション料(V)、運動器リハビリテーション料(V)又は呼吸器リハビリテーション料(V)を行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

(5) 心大血管疾患等リハビリテーション料(VI)、脳血管疾患等リハビリテーション料(VI)若しくは脳血管疾患等リハビリテーション料(VI)、運動器リハビリテーション料(VI)又は呼吸器リハビリテーション料(VI)を行うにつき十分な施設を有していること。

二 心大血管疾患等リハビリテーション料(VII)、脳血管疾患等リハビリテーション料(VII)若しくは脳血管疾患等リハビリテーション料(VII)、運動器リハビリテーション料(VII)又は呼吸器リハビリテーション料(VII)を行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

ハ 心大血管疾患等リハビリテーション料(VIII)、脳血管疾患等リハビリテーション料(VIII)若しくは脳血管疾患等リハビリテーション料(VIII)、運動器リハビリテーション料(VIII)又は呼吸器リハビリテーション料(VIII)を行うにつき十分な施設を有していること。

二 心大血管疾患等リハビリテーション料(VIII)、脳血管疾患等リハビリテーション料(VIII)若しくは脳血管疾患等リハビリテーション料(VIII)、運動器リハビリテーション料(VIII)又は呼吸器リハビリテーション料(VIII)を行うにつき十分な施設を有していること。

ハ 心大血管疾患等リハビリテーション料(VIII)、脳血管疾患等リハビリテーション料(VIII)若しくは脳血管疾患等リハビリテーション料(VIII)、運動器リハビリテーション料(VIII)又は呼吸器リハビリテーション料(VIII)を行うにつき十分な施設を有していること。

二 心大血管疾患等リハビリテーション料(VIII)、脳血管疾患等リハビリテーション料(VIII)若しくは脳血管疾患等リハビリテーション料(VIII)、運動器リハビリテーション料(VIII)又は呼吸器リハビリテーション料(VIII)を行うにつき十分な施設を有していること。

ハ 心大血管疾患等リハビリテーション料(VIII)、脳血管疾患等リハビリテーション料(VIII)若しくは脳血管疾患等リハビリテーション料(VIII)、運動器リハビリテーション料(VIII)又は呼吸器リハビリテーション料(VIII)を行うにつき十分な施設を有していること。

二 心大血管疾患等リハビリテーション料(VIII)、脳血管疾患等リハビリテーション料(VIII)若しくは脳血管疾患等リハビリテーション料(VIII)、運動器リハビリテーション料(VIII)又は呼吸器リハビリテーション料(VIII)を行うにつき十分な施設を有していること。

ハ 心大血管疾患等リハビリテーション料(VIII)、脳血管疾患等リハビリテーション料(VIII)若しくは脳血管疾患等リハビリテーション料(VIII)、運動器リハビリテーション料(VIII)又は呼吸器リハビリテーション料(VIII)を行うにつき十分な施設を有していること。

二 心大血管疾患等リハビリテーション料(VIII)、脳血管疾患等リハビリテーション料(VIII)若しくは脳血管疾患等リハビリテーション料(VIII)、運動器リハビリテーション料(VIII)又は呼吸器リハビリテーション料(VIII)を行うにつき十分な施設を有していること。

ハ 心大血管疾患等リハビリテーション料(VIII)、脳血管疾患等リハビリテーション料(VIII)若しくは脳血管疾患等リハビリテーション料(VIII)、運動器リハビリテーション料(VIII)又は呼吸器リハビリテーション料(VIII)を行うにつき十分な施設を有していること。

二 心大血管疾患等リハビリテーション料(VIII)、脳血管疾患等リハビリテーション料(VIII)若しくは脳血管疾患等リハビリテーション料(VIII)、運動器リハビリテーション料(VIII)又は呼吸器リハビリテーション料(VIII)を行うにつき十分な施設を有していること。

ハ 心大血管疾患等リハビリテーション料(VIII)、脳血管疾患等リハビリテーション料(VIII)若しくは脳血管疾患等リハビリテーション料(VIII)、運動器リハビリテーション料(VIII)又は呼吸器リハビリテーション料(VIII)を行うにつき十分な施設を有していること。

二 心大血管疾患等リハビリテーション料(VIII)、脳血管疾患等リハビリテーション料(VIII)若しくは脳血管疾患等リハビリテーション料(VIII)、運動器リハビリテーション料(VIII)又は呼吸器リハビリテーション料(VIII)を行うにつき十分な施設を有していること。